

2025 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話 03-5766-9870

株式会社クシムによる訴訟提起に関する当社の見解について

株式会社クシム（以下「クシム」といいます。）は、2025 年 10 月 20 日付及び同年 10 月 27 日付で「訴訟提起に関するお知らせ」（以下、合わせて「本件公表」といいます。）を公表し、当社及び当社連結子会社等を被告とする複数の訴訟を提起した旨を開示しております。

なお、本日時点においては、本件公表に記載された訴訟のいずれについても、当社への訴状送達を確認されておりませんが、当社は、本件公表に関し、以下のとおり当社の見解をお知らせいたします。

記

1. 事実関係について

（1）株式会社ネクスデジタルグループ（旧商号：㈱ZED ホールディングス、以下「ネクスデジタルグループ」といいます。）の株式の譲渡について

2025 年 2 月 3 日に行われた当該譲渡は、当社と株式会社カイカフィナンシャルホールディングスとの間で適法な契約手続きに基づき、独立した第三者評価の取得及び適正な会計処理を経て実施されたものです。なお、本件に関するその他の法的主張や見解につきましては、今後、適切な司法の場において明らかにしてまいります。

（2）新株発行無効等の訴えの提起について

本件公表において、クシムが 2025 年 10 月 27 日付で、当社及び当社連結子会社であるネクスデジタルグループを被告として、ネクスデジタルグループが 2025 年 8 月 7 日から同 8 日にかけて行った新株発行無効の訴え、及び同社が 2024 年 10 月 30 日に発行した新株予約権不存在確認の訴えを東京地方裁判所に提起したとされています。

なお、上記の通り本日時点において、当社への訴状送達を確認されておりません。当社としては、訴状の正式な送達を受けた後、司法の場において誠実に対応してまいります。

2. 東京高等裁判所による判断について

2025 年 9 月 2 日付東京高等裁判所第 1 民事部決定（令和 7 年（ラ）第 2099 号）において、当社が申立てた「議決権行使禁止の仮処分命令申立（令和 7 年（ヨ）第 30222 号）」について、当社の主張が原審及び異義審に続き認められ、ネクスデジタルグループが 2025 年 9 月 3 日に開催した臨時株主総会でのクシムの議決権行使を禁止する旨の決定が出されました。

また、同決定では、クシムが証拠提出した「調査者の中間報告書」についても言及されており、高等裁判所は、中間報告書が存在することを前提に検討したうえで、当社側の対応・取引の正当性を認めております。これにより、当社及び関係各社の一連の取引が、法的にも実体的にも適正に行われていたことが、司法判断として確認されたものです。

3. 今後の見通し

当社は、ネクスデジタルグループから提起した本訴（クシムの株主権不存在確認請求事件）にて、

これまで同様、法令と根拠に基づき厳正に対応し、事実関係を明確に立証してまいります。

当社及び当社グループは、法令を遵守し、透明性と公正性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上と株主の皆様の利益保護に全力を尽くしてまいります。株主や投資家の皆様におかれましては、冷静かつ正確なご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上